

「宮崎県人権施策基本方針」に基づく 関連施策の実施状況（令和6年度）

宮崎県総合政策部人権同和対策課

「宮崎県人権施策基本方針（以下「基本方針」という。）」は、令和4年3月に公布・施行しました「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、県の人権施策の推進の方向性を示すもので、県では、各部局が連携を図りながら、基本方針の関連施策を実施しています。

基本方針においては、毎年度、前年度の実施状況について点検・公表することとしており、このたび、令和6年度における主要関連施策の実施状況を取りまとめましたので、お知らせします。

令和8年3月25日

宮崎県総合政策部 人権同和対策課

目 次

I 主な施策の実施状況

- 1 人権施策の推進…………… P 1
- 2 人権意識の高揚を図るための施策…………… P 1
- 3 分野別施策の推進…………… P 5

II 総括

- 1 成果…………… P 10
- 2 今後の方向性…………… P 10

I 主な施策の実施状況

1 人権施策の推進

(1) 人権の視点に立った行政の推進

①職員の人権意識の向上

職員一人ひとりが人権行政の担い手であるとの認識を持ち、人権意識の向上を図るため、職位に応じた人権研修を実施した。

内 容	担当部局
県や市町村職員等を対象とする研修を実施した。 ・ 県幹部職員研修（4回 受講者 274名） ・ 県職場啓発推進員研修（1回 受講者 152名） ・ 県の各所属における職場啓発研修（全所属 受講者 6,784名） ・ 市町村新規採用職員研修（人権出前講座）（4回 受講者 218名）	総合政策部

②人権に関する県民意識の的確な把握

県内の人権の状況について、会議等を通じて市町村や関係団体と意見交換を実施した。

内 容	担当部局
市町村、その他の関係団体等との会議を実施した。	総合政策部

2 人権意識の高揚を図るための施策

(1) あらゆる場を通じた人権教育・啓発

①家庭における人権教育・啓発

家庭とのふれあいを通じて人間形成の基礎を育む上で重要な役割を担っている家庭教育の適切な支援に努めた。

内 容	担当部局
宮崎県人権啓発センターにおいて人権学習・相談の機会を提供するとともに、宮崎県人権ホームページによる情報発信を行った。	総合政策部
「家庭の日」のポスターコンクールを実施し、受賞作品による作品展を開催した。	福祉保健部
「みやぎき家庭教育サポートプログラム」の普及を図るため、トレーナーを公民館や企業等に派遣（190件）するとともに、トレーナー養成のための研修会やトレーナースキルアップ研修会を開催した。 また、全県的な家庭教育支援の機運の醸成を図るため、みやぎき家庭教育サポート推進会議を開催した。	教育委員会

②学校における人権教育

児童生徒が人権に関する正しい知識を身につけ、人権を尊重する意識を育むことができるよう、各学校における人権教育の充実に努めた。

内 容	担当部局
各学校において全教育活動を通して人権教育を推進するとともに、人権教育に関する研修の充実に努めた。	教 育 委 員 会
幼稚園等の新規採用者及び中堅教諭等に対し、他者を大切にしようとする心情の育成に重点をおいた指導の在り方等について研修を実施した。また、ペアレントトレーナー養成講座において、幼稚園等の職員に対し、個に応じた指導・支援等、適切な対応等についての知識・技能を身につけるための研修を行った。	福 祉 保 健 部
虐待やいじめなどの事件等から子供たちの「いのち」を守るために、SOSの出し方に関する教育、ピア・サポート活動による「こころの教育」とセーフティプロモーションスクールによる「安全教育」を総合的に展開し、いのちを守る実践力を身に付ける教育を推進した。（ピア・サポート推進校の指定7校）	教 育 委 員 会

③地域社会における人権教育・啓発

住民一人ひとりが人権尊重の理念について理解を深められるよう、家庭と学校、地域社会の連携を促進し、地域における人権に関する学習機会の提供に努めた。

内 容	担当部局
県民人権講座を開催（7回・合計348人参加）するとともに、人権啓発センター職員を講師とする研修等を実施した（68回・3,533名参加）。	総 合 政 策 部
市町村の啓発活動の支援等を実施した。 （人権の花運動 7市町村）	総 合 政 策 部
県内の民間団体等と連携し、人権啓発に関する公開講座等を開催した。	総 合 政 策 部

④企業等における人権教育・啓発

企業等における人権問題の解決が図られるよう、企業等内での人権啓発活動への支援や各種イベントへの参加呼びかけ、公正採用についての指導・啓発等に努めた。

内 容	担当部局
正しい採用選考に関する啓発資料を作成し、企業等に配布した（リーフレット7,000部）。	商工観光労働部
企業等の人権担当者を対象とした講座の開催（3回・合計95名参加）や、人権啓発センター職員を講師とする企業等への研修等を実施した（68回・3,533名参加）。 また、企業内における人権研修のために、研修用DVD・図書の貸出しを行った。	総 合 政 策 部

(2) 特定職業従事者等に対する人権教育・啓発

人権との関わりの深い特定の職業等に従事する人々に対する教育・啓発の充実に努めた。

内 容	担当部局
県職員、市町村職員、教職員、医療関係者、福祉関係者、消防関係者、警察職員、相談員等を対象に、人権問題の正しい理解と認識を深め、豊かな人権感覚を身につけるための研修等を実施した。	関係各 部 局

(3) 人権教育・啓発を推進するための環境整備

①人材の育成と活用

日常生活の身近なところで人権教育・啓発を行うことのできる指導者の養成に努めた。

内 容	担当部局
地域や職場等における人権教育・啓発推進リーダーを養成するための研修等を実施した。 ・人権担当者養成講座（3回開催・合計95名参加） ・県民人権講座（7回開催・合計348名参加）	総 合 政 策 部

②教材や資料、学習プログラム等の整備・充実・活用

効果的な人権教育・啓発を実施していくため、教材・資料等の整備・充実に努めた。また、身近で具体的な題材を取り上げる等、分かりやすく、実際の行動に結び付くような内容にするとともに、研修やイベント等の手法の充実に努めた。

内 容	担当部局
人権啓発センター情報誌「じんけんの風」の発行（年2回・各8,000部）や、「宮崎県人権ホームページ」を通じた情報発信を行った。また、人権啓発センターにおける資料の充実に努めた。	総 合 政 策 部
各種人権課題に対応した研修のモデル的なプログラムを提供するとともに、企業や地域コミュニティ等の人権教育・啓発担当者等を対象に、人権担当者養成講座（3回・95名参加）を開催し、プログラムの活用の促進を図った。	総 合 政 策 部
宮崎県人権啓発キャラクター「ジンケンジャー」を保育園・幼稚園等へ派遣し、啓発アトラクションを実施した（12箇所）。 また、商業施設等における街頭啓発での資料配布や小・中・高校生を対象とした人権に関する作品募集（作文・図画等）、スポーツ組織等と連携した啓発活動等を実施した。	総 合 政 策 部
小学生、中学生、高校生とその保護者が、人権について共に話し合うための資料「ファミリーふれあい」を作成し、各1年生等に配付した（計29,950部）。	教 育 委 員 会

③広報の充実

より多くの県民に効果的に広報するため、テレビ、インターネット等の積極的な活用に努めた。

内 容	担当部局
「人権啓発強調月間（8月1日～31日）」及び「人権週間（12月4～10日）」に合わせて人権について考えるCMをテレビやラジオで放送した。また、ポスターの作成・掲示やバス車内広告、県庁動画ポータルサイトや宮崎県人権ホームページにおける啓発動画の配信等、多様な媒体を活用した広報を行った。	総合政策部

④ネットワークの構築

人権啓発活動の拠点としての機能を担う宮崎県人権啓発センターや宮崎県人権啓発推進協議会の機能の充実に努めた。また、多角的な視点から、より効果的な手法を駆使した教育・啓発を実施するため、民間の有するノウハウの活用に努めた。

内 容	担当部局
人権担当者養成講座の開催、研修資料の作成のほか、センターの研修資料、DVD、図書の充実等に努めた。	総合政策部
民間団体や市町村との連携強化や、県が委託する人権啓発推進協議会の事業の充実に努めた。	総合政策部
啓発事業の企画を民間団体等から募集し、企画提案のあった事業を8団体に委託して実施した。 また、人権啓発センター情報誌「じんけんの風」の作成等を民間事業者に委託して制作・発行した（年2回・各8,000部）。	総合政策部

3 相談支援体制の整備

(1) 人権問題に関する相談体制の充実・連携

人権問題について誰でも相談ができるように、県の相談窓口の充実や各相談窓口との連携を図るとともに、相談窓口に関する情報提供に努めた。

内 容	担当部局
人権啓発センターにおいて、県民からの人権に関する相談に対応した（相談件数75件）。	総合政策部

(2) 相談窓口の周知

内 容	担当部局
「宮崎県人権ホームページ」や人権啓発センター情報誌「じんけんの風」（年2回・各8,000部発行）において、人権に関する相談窓口等の情報を提供した。	総合政策部

3 分野別施策の推進

①女性

女性と男性が互いに人権を尊重しあい、性別にかかわらずその個性と能力を發揮できる男女共同参画社会づくりを進めるための施策等を実施した。

内 容	担当部局
県の作成する広報、出版物等において男女共同参画の視点に立った表現を推進した。	全 部 局
男女共同参画社会づくりの拠点である男女共同参画センターにおいて、情報提供・啓発・相談・交流等の各種事業を実施した。	総 合 政 策 部
男女共同参画審議会の開催、「男女共同参画の現状と施策」の作成・公表の他、男女共同参画功労者表彰（1件）を行った。	総 合 政 策 部
女性活躍を中心としたワークイノベーションを推進するため、企業訪問を通じて各企業の課題に支援策を掲示しながら伴走支援に取り組んだ。また、女性の能力が十分に發揮できるよう、就職や再就職、起業、キャリアアップ等に関する情報提供や相談事業等を実施した。	総 合 政 策 部
仕事と生活の調和に向けた具体的な取組を宣言する企業の登録制度等の普及を図り、県内企業における働きやすい職場づくりの促進を図った。 ・仕事と生活の両立応援宣言登録制度の普及啓発（登録104件） ・働きやすい職場「ひなたの極」認証制度の普及啓発（認証14社）	商工観光労働部
若い世代や中高年期の女性を対象とした健康教育や、性と健康に関する相談窓口「スマイル」等による相談支援等を実施した。	福 祉 保 健 部

②子ども

子どもの健全な成長・発達のため、子どもを人権の主体として位置づけ、家庭や学校、地域社会の連携の下、子どもの保護及び人権尊重のための施策等を実施した。

内 容	担当部局
スクールカウンセラー（91名）の配置やスクールソーシャルワーカー（37名）の派遣等により、いじめや不登校等の課題を抱える児童生徒及びその保護者に対するきめ細やかな支援を行った。	教 育 委 員 会
青少年をインターネットトラブルの加害者や被害者にさせないため、「メディア安全指導員」を学校等に派遣し、講習会を開催することにより、青少年の情報モラルの向上を図った。 ・メディア安全指導員47名 ・講習会受講者数19,802名	福 祉 保 健 部
地域の家庭等からの相談に応じ、専門的助言等を行う児童家庭支援センターを乳児院に併設し、地域支援体制の充実・強化を図った。 ・延べ相談件数4,300件	福 祉 保 健 部
体罰によらない子育てを推進するため、体罰の禁止を含めた児童虐待防止に関する研修等を実施するとともに、啓発資料を作成、配布した。	福 祉 保 健 部
子どもの貧困対策として、居場所づくりに取り組む民間団体や子ども食堂を支援するとともに、子どもの貧困対策に取り組む人材を育成するため研修会を実施した。	福 祉 保 健 部

③高齢者

高齢者の人権に配慮し、高齢者が安心して自立した生活が送られるよう支援するとともに、各種の社会的な活動への積極的な参加を図るための施策を実施した。

内 容	担当部局
<p>認知症高齢者等の権利利益を守るため、被後見人と身近な関係にある地域住民を法人後見支援員（市民後見人）として育成するとともに、市町村社会福祉協議会による法人後見受任体制の構築支援のための研修会を実施した。</p> <p>・支援員養成研修 16 名修了、支援員フォローアップ研修 3 回（延べ 117 名参加）、専門員育成研修 1 回（19 名参加）、意思決定支援研修会 1 回（28 名参加）</p>	福祉保健部
<p>高齢者が、それぞれの地域において社会貢献の場に積極的に関与し、社会を支える側として活躍する気運を醸成するため、商業施設や公立図書館等において情報発信に取り組むとともに、シニアパワーを生かした活動の顕彰（3 個人 1 団体）を行った。</p>	福祉保健部
<p>認知症高齢者が、住み慣れた地域でその人らしく生活することができるよう、認知症サポート医等との連携のもと、認知症の初期段階から状況に応じた支援体制の構築を図るための研修を、かかりつけ医、医療従事者、歯科医師、薬剤師、看護師等を対象に実施した。</p>	福祉保健部
<p>かかりつけ医への研修・助言をはじめ、地域の認知症に係る地域医療体制の中核的な役割を担う認知症サポート医のスキルアップを図るための研修を実施した。</p>	福祉保健部

④障がいのある人

障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、地域でともに生きる社会づくりを目指して、社会参加の促進や障がいについて理解を深めるための施策を実施した。

内 容	担当部局
<p>障がい者差別に関する相談員を配置し、相談体制の整備を図るとともに、差別解消のための啓発活動として、体験イベント等を開催した。</p>	福祉保健部
<p>障がいのある人の自立と社会参加の促進を図るため、全市町村において、地域の実情や障がいのある人のニーズに応じた多様な支援事業を実施した。</p>	福祉保健部
<p>発達障害者支援センターにおける相談、療育等の支援や、県立こども療育センターにおける入所、機能訓練等の支援を実施した。</p>	福祉保健部
<p>精神障がい者が、地域で安心して充実した生活ができるよう、保健・医療・福祉等の関係機関が連携し、地域生活の継続・移行に向けた一体的な支援を行った。</p>	福祉保健部
<p>障がいのある人が、スポーツを通じて、スポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障がいに対する理解を深め、障がいのある人の社会参加を推進するため、各種大会等を開催した。</p> <p>・宮崎県障がい者スポーツ大会（756 名参加） ・各地区障がい者スポーツ教室（14 会場・691 名参加）</p>	福祉保健部
<p>障がい者の就労に対する理解を深めるための企業向けセミナーや、雇用の機会を提供する合同面接会を開催した。</p> <p>・セミナー等（参加者 82 名、企業 57 団体） ・合同面接会（参加者 285 名、企業 71 社）</p>	福祉保健部

⑤同和問題

県民一人ひとりが同和問題に対する正しい理解と認識を深め、自らの課題として主体的、積極的に取り組むための施策を実施した。

内 容	担当部局
人権担当者養成講座や県民人権講座、人権出前講座において同和問題を取り上げたほか、同和問題に関する啓発資料を5,000部作成し、研修会場等において配布した。	総 合 政 策 部
会議や研修会等の機会を捉え、チラシの配布、ホームページや広報誌への掲載等により、部落差別解消推進法の周知を図った。	総 合 政 策 部
各学校において、宮崎県人権教育基本方針に基づく推進組織等を設け、各校が掲げる目標の実現に向けて人権教育を推進した。 また、人権・同和問題に関わる指導の一層の充実に努めた。	教 育 委 員 会

⑥外国人

外国の文化や習慣、外国人の人権を尊重した国際化を推進し、外国人と県民がともに安心して生活できる環境づくりを進めるための施策を実施した。

内 容	担当部局
国際交流と異文化理解の促進を図るため、県庁に国際交流員（CIR）、県立高校等に外国語指導助手（ALT）を配置した。	商工観光労働部 教 育 委 員 会
国際理解の促進及び国際感覚豊かな人材を育成するため、県国際交流員等を活用して、県内の小・中・高校生等を対象に各国の文化等を紹介する国際理解講座などを開催した。	商工観光労働部
外国人が安心して暮らせる環境を整備するため、行政・生活全般の情報提供や相談対応を多言語で行う「みやぎき外国人サポートセンター」を運営するとともに、外国人住民が日本人住民と交流しながら日本語を学ぶことができる教室の開催を支援するなど日本語教育体制の拡充を図った。	商工観光労働部

⑦HIV感染者・ハンセン病患者・感染症患者等

本人や家族が尊厳をもって周囲の人々と同じように暮らせる社会づくりとともに、その社会復帰のための体制づくりに向けた施策を実施した。

内 容	担当部局
テレビCMの放映、WEBやSNSによる広告、イベントによる啓発、ポスターやリーフレット等の配布を行い、エイズに関する正しい知識の普及を図った。	福 祉 保 健 部
保健所（宮崎市含む）におけるエイズ相談（965件）、HIV抗体検査（633件）及びカウンセラー派遣（6件）を実施した。	福 祉 保 健 部
パネル展の開催等により、ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発を行った。	福 祉 保 健 部
学校や職場においてリーフレットの配布やポスターの掲示等を行い、感染症に関する啓発及び知識の普及を図った。	福 祉 保 健 部

⑧犯罪被害者等

犯罪被害者及びその家族の心情に配慮し、個々の事情に応じて適切な支援が途切れることなく行われるよう、相談・支援体制の充実や啓発・研修の推進を図った。

内 容	担当部局
犯罪被害者等が必要とする情報を包括的に記載した「被害者の手引」を作成し、被害者等に配布した。	警 察 本 部
警察本部、警察署に相談窓口を設置し、犯罪被害者等からの相談に応じるとともに、犯罪被害者等の同意を得た上で、警察から公益社団法人みやぎき被害者支援センターに情報提供を行い、共同して支援活動を行った。被害者支援センターでは、職員による相談対応や検察庁・裁判所への付添いなどの直接支援、弁護士による無料法律相談や臨床心理士による無料カウンセリングを実施した。	警 察 本 部
犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、被害後の病院受診時における初診料や緊急避妊・性感染症検査料、また、事件捜査を進める上で必要となる診断書や死体検案書の費用を公費で負担した。	警 察 本 部
「犯罪被害者支援フォーラム」を開催し、犯罪被害者の置かれた現状や犯罪被害者等に対する支援の必要性について広報・啓発を行った。（11月17日開催）	警 察 本 部
県内の中高生を対象に、交通事故被害者遺族や殺人事件被害者遺族による講話を実施した。（高校2校、中学校14校）	警 察 本 部
「県民人権講座」において、犯罪被害者等をテーマとした講座を実施した。（11月18日、39名参加） また、人権啓発センター情報誌「じんけんの風」（年2回・各8,000部発行）において、犯罪被害者等支援について広報・啓発を行った。	総 合 政 策 部
性暴力被害者支援のための窓口を設置し、電話やメール、SNS（LINE）、面接による相談、カウンセリング支援などを実施した。	総 合 政 策 部

⑨インターネットを利用した人権侵害

インターネットを利用する一人ひとりが人権侵害を行わないよう、また、人権侵害を受けることのないよう、人権意識の高揚と被害防止を図るための施策を実施した。

内 容	担当部局
いじめ・不登校・インターネット上のトラブル等に関する相談窓口として、「ひなた子どもネット相談」を運用する等により、インターネット上のトラブル等の早期発見、早期対応及び未然防止の対策等を講じた。	教 育 委 員 会
インターネットやメディアの危険性や対処法などを講話する「メディア安全指導員」を派遣し、学校などの要請に応じて講習会を開催することにより、青少年の情報モラルの向上を図った。 （メディア安全指導員47名、講習会受講者数19,802名）	福 祉 保 健 部
県民を対象としたサイバーセキュリティカレッジを開催し、インターネット利用に関する規範意識の醸成に向けた啓発を推進した。	警 察 本 部

⑩多様な性

内 容	担当部局
<p>性的マイノリティの尊厳と社会活動を象徴する6色のレインボーカラーによる県庁本館のライトアップを実施（6月1日～30日・8月31日）した。</p> <p>また、「性の多様性の理解にむけたハンドブック」を作成し、関係機関等に配布するとともに、広報誌やホームページ等にも掲載した。</p>	総合政策部
<p>県内公立学校の全ての校長を対象とした、人権教育推進研修において、性の多様性に悩む児童生徒への適切な対応について、資料を基に説明した。また、各種研修会で、教職員向けの相談対応マニュアルの周知を行った。</p>	教育委員会

⑪刑を終えて出所した人

内 容	担当部局
<p>宮崎県地域生活定着支援センターにおいて、福祉的な支援を必要とする刑務所等の出所予定者及び出所者等に対して、社会復帰を支援した。</p> <p>（コーディネート16人、フォローアップ485回、相談支援145回）</p>	福祉保健部

⑫北朝鮮当局による拉致問題等

内 容	担当部局
<p>「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12月10日～16日）において、啓発ポスターの掲出、チラシの配布、県庁舎における啓発懸垂幕の掲出、啓発パネル展などの取組を行った。</p>	商工観光労働部

⑬働く人

内 容	担当部局
<p>労働問題に関する様々な相談に対応し問題解決を援助するため、県内4カ所（宮崎、日南、都城、延岡）に中小企業労働相談所を設置し、相談対応を行った（相談件数：624件）。</p>	商工観光労働部
<p>企業への意識啓発や、仕事と生活の調和に向けた具体的な取組を宣言する企業の登録制度等の普及を図り、県内企業における働きやすい職場づくりの促進を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業向け講演会開催 ・仕事と生活の両立応援宣言登録制度の普及啓発（登録104件件） ・働きやすい職場「ひなたの極」認証制度の普及啓発（認証14社） 	商工観光労働部

Ⅱ 総括

1 成果

- (1) 県の関係各部局において、「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」及び基本方針に基づき関連施策を着実に実施することにより、県民の人権意識の高揚に努めました。
- (2) 同和問題（部落差別）の解消に向けて、会議や研修会等の様々な機会を捉えて啓発に取り組むとともに、「部落差別解消推進法」の周知を図りました。
- (3) 重要な人権課題の一つである性的マイノリティの方々に対する理解を促進するため、県庁本館を6色のレインボーカラーでライトアップしたほか、多くの県民に性の多様性についての認識を深めていただけるよう、「性の多様性の理解にむけたハンドブック」を作成するなど、様々な人権啓発活動に取り組みました。
- (4) 企業やスポーツ組織等と連携した人権啓発事業の実施など、多様な主体による、あらゆる場を通じた人権教育・啓発の取組の着実な進展を図りました。

2 今後の方向性

- (1) 「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」及び「宮崎県人権施策基本方針」に基づき、県行政のあらゆる分野において、人権施策を積極的に推進します。
- (2) 人権意識を広く浸透させるため、各種の教育・啓発活動を着実かつ継続的に実施していくとともに、その内容について不断の見直しを行い、より効果的な啓発活動となるよう努めます。
- (3) 「こども基本法」、「障害者差別解消法」、「部落差別解消推進法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「LGBT理解増進法」などの人権関連法規の趣旨を十分に踏まえながら、社会情勢の変化に的確に対応し、各種施策の充実を図ります。
- (4) 県庁内の関係部局の連携に努めるとともに、人権問題に取り組むNPO等団体や市町村、関係機関との協働・連携を進めることにより、さらに効果的で効率的な施策の推進を図ります。
- (5) インターネット上での差別的書込の問題など、新たな人権課題の解決に向けた人権啓発に取り組めます。
- (6) 「宮崎県犯罪被害者等支援条例」及び「宮崎県犯罪被害者等支援基本計画」に基づき、犯罪被害者等の置かれている状況について理解を深めるとともに、国、市町村等の関係機関と連携して、犯罪被害者等支援の施策に取り組めます。